視覚障害者の「郵送貸出サービス」等について

２０１８年１０月１７日

三田市立図書館　館長・平岡一仁様
三田市市文化スポーツ課　課長・横溝朋之様

三田市の図書館を考える市民の会
代表世話人　小林純生

「郵送貸出」を含む図書館の「障害者サービス」について、改めてお尋ねします。この質問書が取り上げるのは、９月２５日に頂いた回答のうち、主として郵送貸出に関わることですが、それにとどまりません。問題点は二つあります。一つは、視覚障害者が利用できるコンテンツを、「利用できない前提」で記述していることです。二つ目は、郵送貸出に代わる方法をまったく検討していないことです。

９月２５日付の三田市文化スポーツ課からの回答には、＜**「図書館からは、郵送貸出サービスの対象については、視覚障害４級以上の方が対象になるためお断りし、図書館所蔵の視聴覚資料の朗読ＣＤ等の案内をいたしました。また、「対面音訳」については、職員の誤解によりお断りしてしまいました。**＞と記されています。

この回答は文化スポーツ課が作成したものですが、視覚障害者のための専用資料である「点字資料」「録音図書」「デイジー」についてまったく言及がなく、一般登録者も利用できる「視聴覚資料(朗読ＣＤ等)」だけが「案内」されています。この文章を素直に解釈すると、４級未満の視覚障害者は「郵送サービス」を利用できないだけでなく、「視覚障害者専用資料である点字資料・録音図書・デイジーも利用できない」ということになります。

三田市図書館条例施行規則には、＜視覚障害者・聴覚障害者は「専用資料」の利用ができる＞と規定されています。この「専用資料」とは、図書館蔵書検索ページに記載されている内容から判断すると、三田市立図書館が所蔵するのものとしては「点字図書」と「録音図書」、他館から借用する資料としては「カセットテープ」と「デイジー」ということだと思われます。

このように、条例施行規則に「視覚障害者専用資料」と明示されており、真っ先に案内されるべき「点字資料・録音図書・デイジー」がまったく欠落しているのは何故なのでしょうか。「視聴覚資料」だけを取り上げることで、あたか

も「４級未満の人」は「専用資料」を利用できないかのような印象を与えています。こうした「真逆の説明」が何故行われたのか理解に苦しみます。

三田市が定めている「郵送貸出」の基準では、４級未満の人は対象外とされています。しかし、この基準は「その他の方法による貸出」にまで及ぶものでは絶対にありません。それは条文の文言から明らかです。郵送以外の図書館窓口等での貸出であれば、点字資料・録音図書・デイジーの利用に等級制限はまったく適用されません。しかし、図書館は拡大解釈をして専用資料の貸出も制限しようとしたのではないか、それが文化スポーツ課の回答に反映されたのではないか、とわたしたちは強く疑っています。

質問１．　障害等級４級未満の視覚障害者は専用資料「点字資料・録音図書・デイジー」の利用も制限されるのですか。もし、そうでなく利用可能だとしたら、前記回答で何故「案内」がなされなかったのですか。

また、無償による郵送貸出については三田市図書館条例施行規則第１６条に以下のとおり規定されています。

「第７条第２項に掲げる者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、来館困難な者は、無償により郵送貸出を受けることができるものとする。

(1)　身体障害者福祉法(昭和２４年法律第２８３号)第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

(2)　長期間、寝たきりの状態で常に養護を要すると認める者

(3)　その他教育委員会が特に必要と認める者

２　前項に規定するもののほか、無償による郵送貸出の手続に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。」

上記規則の規定に明らかなように、「障害の級による制限」については一切言及されていません。郵便法で定める第四種郵便物「点字郵便物、特定録音物等郵便物」は、３kg以内が無料とされていますが、この法律でも同様です。そして当然ながら、制限をまったく設けていない公立図書館も存在します。したがって、「無償の郵送サービスの対象は視覚障害４級以上」という制限は、三田市教育委員会が何らかの理由で、上記規則第２項に基づいて定めたもと推測されます。どのような理由で三田市は「４級以上」に制限することにしたのか、詳しい理由を明らかにしてください。またそれを定めている条例・規則など明文規定を開示してください。

質問２．　三田市が郵送貸出を「４級以上」に限定した経緯と理由を明らかにしてください。また明文規定を開示してください。

別途定めた市の規定で「郵送貸出」に制限があるとしても、「適用外の人」に

その旨を説明すればそれでよい、ということには決してなりません。図書館の役割は、くどいようですが図書の閲覧を全ての人に保証することです。来館が困難な視覚障害者に「郵送貸出」を適用できないのなら、資料を届ける方法が他に何かないか、図書館の資料を利用してもらう別の方法はないか、を考えるのが図書館の仕事です。「有料の郵送サービス」を提案ですることもきたはずです。そういうサービスの必要性は、障害者差別解消法、三田市障害者共生条例で、「合理的配慮の提供」という言葉で、さらに強く求められるようになりました。市当局、図書館はそれを「義務として」求められているのだとわたしたちは理解しています。そのような配慮はなされたのでしょうか。

質問３．　来館が困難な障害等級４級未満の視覚障害者が図書館を利用するために、どのような「合理的配慮」を行っていますか。または計画していますか。

以上３点について、三田市立図書館と三田市文化スポーツ課の迅速な回答を求めます。